

# チーム加盟及び選手登録規程

## (目 的)

**第1条** この規程は、財団法人日本バレーボール協会（以下「JVA」という。）寄附行為第37条（登録）の規定に基づき、JVAチーム加盟及びJVAメンバー（選手カテゴリー）・（以下「JVA選手」という。）登録に関する事項を定めることを目的とする。

## 第1章 チーム

### (チーム加盟)

**第2条** JVA、都道府県バレーボール協会（以下「都道府県協会」という。）及び都道府県の各種連盟（以下「都道府県連盟」という。）の主催又は共催する大会並びにこれに準ずる大会又は予選会において競技するチームは、この規程に定めるところにより、都道府県協会の承認を受けた都道府県連盟に加盟申請しなければならない。なお、都道府県連盟に加盟が認められたチームは、JVAへの加盟が認められたものとみなす。

2 JVAに加盟したチーム（以下「加盟チーム」という。）の有効期限は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年間とする。

3 チーム加盟が完了した場合、チームとしての効力を持つ。また、同様の手続きを前年度に続いて完了した場合は、チームは継続されたものとみなす。

4 加盟チームにはIDが与えられる。なお、チーム名に変更があってもチームIDが変更されない限り、同一チームとして扱われる。

### (チームの種別とチーム構成)

**第3条** 各種別に加盟するチームは、次の各号によるものとする。

- (1) クラブ：日本クラブバレーボール連盟に所属しているチーム
- (2) 実業団：日本実業団バレーボール連盟に所属しているチーム
- (3) 大学：全日本大学バレーボール連盟に所属しているチーム
- (4) 高等専門学校：全国高等専門学校バレーボール専門部に所属しているチーム
- (5) 高等学校：全国高体連バレーボール専門部に所属しているチーム
- (6) 中学校：日本中体連バレーボール競技部に所属しているチーム
- (7) 小学校：日本小学生バレーボール連盟に所属しているチーム
- (8) 家庭婦人：全国家庭婦人バレーボール連盟に所属しているチーム
- (9) ビーチ：日本ビーチバレーボール連盟に所属しているチーム
- (10) ソフト：日本ソフトバレーボール連盟に所属しているチーム
- (11) ヤングクラブ：日本ヤングクラブバレーボール連盟に所属しているチーム
- (12) 一般：前各号に該当しないチーム

(チーム代表者)

**第4条** チームには必ずチーム代表者を置き、この代表者はチームに関する全ての責任を負うものとする。

2 チーム代表者は、所定の手順によりチームの加盟申請をしなければならない。

3 チーム代表者は、JVAに個人登録されたJVA選手がチーム加入を希望しそれを承認した場合は、所定の手続きを行わなければならない。

(競技会への参加)

**第5条** 競技参加は、同一チーム内での複数チームの参加は認めない。但し、その大会開催要項に認められているときは、この限りではない。

(チーム加盟料)

**第6条** チームは都道府県協会、都道府県連盟等が別に定める加盟料が必要な場合は、定められた期日までに所定の団体に納めなければならない。

(加盟手続き)

**第7条** チームの加盟手続きは、JVA個人登録システムを使用し、都道府県連盟へチーム加盟の手続きを行い、都道府県連盟の承認を得て、都道府県協会の管理の下で「チーム加盟手続きの流れ」に従い手続きを行うものとする。

(加盟チームの権利)

**第8条** 加盟チームはJVA規約に示す範囲において次の権利を有するものとする。

(1) JVA及び都道府県協会、都道府県連盟の主催又は共催する大会並びにこれに準ずる大会及びその予選会に参加することができる。

(2) JVA及び都道府県協会、都道府県連盟の主催又は共催する研修会、講習会並びにこれに準ずる研修会、講習会に参加することができる。

(3) JVAが提供する各種サービスを受けることができる。

(加盟チームの義務)

**第9条** 加盟チームは、バレーボールの発展に寄与しなければならない。

2 加盟チームが各種大会参加の推薦等を受けた場合は、これに従わなければならない。但し、やむを得ず参加できない場合は正当な理由をもって届出をしなければならない。

3 加盟チームは、所属選手についてJVAから派遣要請があった場合は応じなければならない。怪我や疾病等の事情でやむを得ず要請に応じられない場合は、チーム及び選手個人はその理由を届けなくてはならない。

(審査及び違反に対する処分)

**第10条** チーム加盟に関する審査は、都道府県協会が行うものとする。

2 加盟チームに問題が生じた場合は、都道府県協会が審議し、処罰することがある。

- 3 加盟チームの義務について、故意に遂行しない場合は処罰の対象とする。
- 4 処罰はJVA加盟の取消、出場停止等とする。

## 第2章 JVA選手

### (個人登録の手続き)

第11条 選手の登録の手続きは、JVA個人登録システムを使用し、都道府県協会の管理の下に「競技者メンバー個人登録手続きの流れ」に従い手続きを行う。

### (JVA選手)

第12条 JVAに個人登録が完了した者は、JVA選手の資格を有するものとする。

### (JVA選手登録)

第13条 個人登録がチーム代表者により承認された選手は、会費の納入の確認をもって個人登録の手続きは完了する。

2 JVAは個人登録完了したJVA選手にはJVAメンバーカードを発行する。なお、JVAメンバーカードは永久に使用し、個人のID番号は継続される。

3 個人登録においては、個人の意思は尊重されなければならない。

4 複数チームに加入するときは、その都度当該チームの代表者の承認を必要とする。

5 登録競技者はJVAメンバーカードを必ず携帯し、主催者又は主管者から提示を求められた際には、提示しなければならない。

### (外国籍JVA選手)

第14条 本規程は外国籍のJVA選手を認める。但し、大会開催要項等による規定がある場合にはそれに従うものとする。

### (会費)

第15条 会費の金額はカテゴリー毎に別に定める。納入された会費は返還されない。

### (JVA選手資格)

第16条 各種別毎のJVA選手資格は、次の各号によるものとする。

- (1) プロ契約競技者：所属チーム等とプロ契約が締結されたときにプロ選手となる。  
なお、両当事者間で締結された契約書の写しをJVA事務局に提出し確認を受けなければならない。
- (2) クラブ：日本クラブバレーボール連盟登録規程による。
- (3) 実業団：日本実業団バレーボール連盟登録規程による。
- (4) 大学：全日本大学バレーボール連盟登録規程による。

- (5) 高等専門学校：全国高等専門学校バレーボール専門部規程による。
- (6) 高等学校：全国高体連バレーボール専門部登録規程による。
- (7) 中学校：日本中体連バレーボール競技部登録規程による。
- (8) 小学校：日本小学生バレーボール連盟加盟団体登録規程による。
- (9) 家庭婦人：全国家庭婦人バレーボール連盟登録規程による。
- (10) ビーチ：日本ビーチバレーボール連盟選手登録規程による。
- (11) ソフト：日本ソフトバレーボール連盟登録規程による。
- (12) ヤングクラブ：日本ヤングクラブバレーボール連盟登録規程による。
- (13) 一般：上記に当てはまらない団体については、各規程に従う。
- (14) 個人：所属するチームが存在しない者

#### (JVA選手の権利)

**第17条** JVA選手はJVA規約に示す範囲において次の権利を有する。

- (1) JVA及び都道府県協会、都道府県連盟の主催又は共催する大会並びにこれに準ずる大会及びその予選会に参加することができる。予選会開催当日までに、本規程によるチームの加入選手としての登録を完了していれば、同一種目の予選会に出場しなくても、本大会に出場することができる。
- (2) JVA及び都道府県協会、都道府県連盟の主催又は共催する研修会、講習会並びにこれに準ずる研修会、講習会に参加することができる。
- (3) JVAが提供する各種サービスを受けることができる。

#### (競技者の義務)

**第18条** JVA選手は、別に定める競技者及び役員倫理規程を遵守しなければならない。

- 2 JVA選手でJVAが規定する個人情報の提供に同意しない場合は、JVA選手としての権利を行使できないものとする。
- 3 JVAから日本代表選手等の参加要請があった場合は、積極的に協力しなければならない。怪我や疾病等をやむを得ず要請に応じられない場合は、チーム及び選手個人はその理由をもって届け出をしなければならない。

#### (国際試合への出場)

**第19条** JVAが主催又は承認若しくは派遣する国際試合の出場選手は、次の条件のいずれかを満たしているものとする。

- (1) JVA選手であること。
- (2) JVA理事会の承認を受けた者で試合出場までに、JVAメンバー制度によりJVA選手の手続きを完了したもの。

#### (複数チームへの加入)

**第20条** 個人登録は、原則、一人1チームとする。但し、次の各号に該当する場合は、原則、3チームまで登録することができる。

- (1) 全てのチーム代表者に複数のチームに加入していることが通知されていること。
- (2) 本条により複数のチームに加入した選手は、同一種別の競技会（予選会も含む）には1チームに限り選手として出場できる。但し、大会開催要項により出場資格が定められている場合は、これに従うものとする。

#### （移 籍）

- 第21条** 前籍加盟チームの代表者は、チームの構成員から移籍の申し出等があった場合は、迅速に対応しなければならない。
- 2 在籍するチームのIDに変更が生じた場合、移籍とみなす。
  - 3 在籍するチームの代表者がチームへの移籍のための抹消を承認しない場合、抹消を申請した日から2ヶ月を経過した時点で、自動的に抹消が承認される。
  - 4 他のチームに移籍をしたものは、前項の規定に関わらず同一年度内に元のチームへの再加入はできない。
  - 5 移籍したJVA選手が出場可能となる期日については、各種別で定める規程によるものとする。

#### （JVA選手資格の抹消）

- 第22条** JVA選手が退団などの理由で、JVA選手資格の抹消を希望する場合は、JVA個人登録システムを用いて抹消申請を行うこととする。抹消承認の日をもって効力を失う。

#### （違反に対する罰則）

- 第23条** この規程に違反、あるいは虚偽の登録申請をしたJVA選手が生じた場合は、都道府県協会及び該当する種別連盟の理事会で審議し、処罰することがある。
- 2 処罰は個人登録の取消、大会への出場停止等とする。

#### （疑義、紛争の解決）

- 第24条** この規程に定めていない事項又は疑義、紛争が生じた時は所定の団体が処理する。

#### （懲 罰）

- 第25条** JVAは、JVA選手及び加盟チームが次の各号の一つに該当する場合は審査の上、以下の罰則を科すものとする。
- (1) 別に定める「競技者及び役員倫理規程」の規定に違反した場合
  - (2) その他前各号に準ずる行為をした場合
- 2 罰則は、その行為の程度により登録抹消、出場停止、戒告、訓戒、罰金をもって行う。

### 第3章 肖像権等

第26条 JVA選手は、別に定める「JVA選手の肖像権等に関する管理、運用、並びに細則」を遵守しなければならない。

(細則)

第27条 本規程は、執行役員会の議決により変更することができる。

附則 1 昭和24年（西暦1949年）3月制定

附則 2 この規程は平成20年（西暦2008年）6月26日から施行する。

附則 3 この規程の改正は以下のとおりとする。

昭和24年 3月 制定	昭和37年12月 改正	昭和58年 2月 改正	平成11年12月 改正
昭和27年 2月 改正	昭和39年 2月 改正	昭和61年 6月 改正	平成13年 4月 改正
昭和30年 1月 改正	昭和48年 2月 改正	平成 6年 2月 改正	平成15年 4月 改正
昭和32年 2月 改正	昭和49年 1月 改正	平成 9年 6月 改正	平成17年 4月 改正
昭和34年 2月 改正	昭和52年 1月 改正	平成 9年12月 改正	平成20年 6月 改正
昭和37年 1月 改正	昭和55年 2月 改正	平成11年 1月 改正	